

第 7 章

中国の知的所有権法制の発展

— 特許法を中心として —

はじめに

中国の知的所有権法制は、1978年の経済改革と対外開放政策の採用後急速に整備され、画期的な発展がみられた。これらの政策は、社会主義計画経済システムと市場経済システムの共存を目指したものである。したがって、新たな知的所有権法の制定が、旧法に代えてこれらの政策理念を実現するための手段として必要であったと言える。

中国の旧知的所有権法制は新中国成立の翌年に採用された。これは、旧ソ連法制を範としたものであったが、中国社会主義経済体制建設中の過渡期の法制として位置づけられる。それらは、1950年発明権と特許権の保障に関する暫定条例または商標登録暫定条例として制定・施行された。前者では発明者証制度と特許制度という二元制が採用された。即ち、発明者の選択により発明権を取得したときは発明を利用する権利は国家に属するが、特許権を取得したときは発明の利用に対しては排他的権利が保障される。後者の商標登録暫定条例では商標登録人は商標に対する専用権を取得するが、その登録は任意とされた。なお、著作権の保障に関する条例は1950年に政務院の決定に

において制定を指示されていたが、同条例は公布されなかった。

1950年の両条例は63年の発明奨励条例および商標管理条例により置き換えられた。56年には生産手段の所有制に対する社会化が達成され、技術に対する個人または単位による独占は否定され特許制度は1963年条例の成立前に自然に消滅していった。したがって、1963年発明奨励条例は上記の発明者証制度とも異なる点をもつ発明奨励・管理制度を採用した。この条例では発明は国家の所有に属すると明記され発明に対する公共財産的な考え方が明確にされた。技術の商品化は否定され、いずれの単位も必要とする発明を無償で利用できることになった。

また、1963年商標管理条例では、企業が使用する商標の登録を義務づけ製品の品質保証のために商標管理を強化すると定め、商標の専有権を認め保護するという考え方は排除された。商標の品質保証機能の重視は商品の購買者・消費者の利益を保護することになるので、この管理制度は商標の公益的機能を重視していると言える。

1963年の両条例は、社会主義経済建設の手段として定められたものであったが、60年代後半からのプロレタリア文化大革命の時期（1966年5月～76年10月）には事実上機能せず、知的創造活動に対する奨励制度や商標管理制度は存在意義を失っていた。

文革後の1978年に発明奨励条例は改正公布され、特許法制定後も廃止されることなく現在でも効力を有している。また、商標管理条例は改正されなかったが、79年に統一商標登録制度が再確立された。

1979年には社会主義的近代化政策の下に特許法、商標法、著作権法の立法作業が開始された。それぞれの成立年は、84年、82年、90年であった。また、91年にはコンピュータソフトウェア保護条例、企業名登録管理条例（商号の保護）が成立し、サービスマークや半導体チップの法的保護、不正競争防止法の制定も検討されており、総合的な知的所有権法制の確立の早期実現がはかられようとしている。

新しい知的所有権法制は、対外開放政策の実施の上からも知的所有権保護

の国際的動向に留意して国際的調整をはかることなしには確立しえない。中国は知的所有権法制の整備とともに国際条約に加盟してきた。現在までに、WIPO（世界知的所有権機関）設立条約（1980年）、工業所有権の保護に関するパリ条約（1985年、以下、パリ条約）、虚偽のまたは誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定（1989年）に加盟し（カッコ内は加盟年）、集積回路知的所有権条約（1989年）に署名しており、ベルヌ条約には1992年に加盟した（10月15日発効）。これらのことから、中国の知的所有権法制は一方において社会主義法制の理念を堅持しつつ、他方において国際慣行を尊重しようとしていることがわかる。

しかし、上記のパリ条約では特許対象などの実体規定については各国法に委ねられている。中国の現行法は、不正競争、サービス・マークなどに対する保護規定を欠いてはいるが、同条約を遵守している。しかし、アメリカをはじめとする先進国やNIEsの法律と比べると、特許、商標などの保護水準は低い。これに対してアメリカは中国との二国間交渉において不正商品の取締りを含む知的所有権の保護強化を要請した。アメリカはNIEsやそれに続く国々において知的所有権の保護水準を高めることに成功している。中国はアメリカの要請を受け入れ、1992年1月17日に米中知的所有権保護に関する了解覚書が調印された。また、数年以上にわたり施行されてきた特許法、商標法の改正案が国務院で審議されており、新著作権法の改正も行われようとしている。中国の知的所有権保護強化の背景には外圧はあったとはいえ、中国は中長期科学技術計画においてハイテク分野重視の政策を打ち出しており、知的所有権法制のいっそうの整備と国際化を必要としていると言える。

本章では、中国の知的所有権法制の整備・発展を特許法を中心に考察する。まず、新中国成立以来の知的所有権法制の展開を特徴をふまえて概観し、次に現行特許法を主要項目をあげて検討するとともに特許法の国際的調整について言及する。なお、1992年9月4日に全人代常務委員会で特許法改正案が成立、公布され、93年1月1日から施行される。特許法の実体および手続規定に関して大幅な改正がなされ、先進国法との調整がはかられたが、本章で

は述べられていない（付記参照）。

I 知的所有権法制の展開

ここでは、発明・特許法、商標法、著作権法について述べる。

1. 発明・特許法

1949年の新中国の成立以降制定された発明の奨励・保護に関する主な法令は次のとおりである。

1950年発明権と特許権の保障に関する暫定条例、1954年生産に関する発明、技術改善および合理化提案の奨励暫定条例、1963年発明奨励条例（1978、84年改正）、1984年特許法（発明、実用新案、意匠、1992年改正）の四つである。

1950年に生産に関係のある発明、技術改善および合理化提案に関する政務院の決定において、発明等を奨励し、発明者等の権利と利益を保障するための施策が明示された。上記の前二者はこの決定に基づき制定された。

(1) 1950年発明権と特許権の保障に関する暫定条例（全22条、以下、1950年条例）

この条例は、1941年旧ソ連規則を範⁽¹⁾として社会主義の過渡期といわれる時期に制定された。社会主義国家経済建設のためには発明などによる技術成果を国家機関（政務院財政経済委員会）が統一管理し、公共的利用を確立する必要があった。しかし、生産手段の所有の社会化は始まったばかりであり、私営企業または個人による発明の保護と利用をはかることにより発明を奨励する必要もあった。また、外国からの先進技術の導入は不可欠のものとされた。そのため、発明権と特許権の保障という二元制が採用された。

発明とは、生産過程において確実に生産効果を高めることができる新しい

生産方法を創造すること、または確実に使用価値を増加する新製品の製造などをいうが、直接工業生産または農業生産において実現できるものに限られる。すべての発明者は中央主管機関に発明を報告し、審査を受けなければならないが、自己の選択により発明権または特許権を取得できる。しかし、発明権しか認められない場合もある（第2、3、8条）。発明権または特許権の申請が拒絶された場合には、再審査を請求でき、この決定に不服の場合には法律により訴を提起できる（第19条）。

① 発明権

発明権の取得に対しては発明証が交付される。発明権の有効期間は発明証の交付日より3年から15年とし各発明証に確定された期間が記載される（第9条）、発明証のみが交付される発明の範囲は次のとおりである：(イ)国防機密、軍事技術、軍事製造工業に関する発明、(ロ)医薬品、農牧業の品種などのような大多数の国民の福利に関係し迅速に普及する必要がある発明、(ハ)国家機関その他国营企業における職務発明、(ニ)国家機関などからの有償の委託発明、なお、化学物質に対しては発明証も特許証も交付されないが、その製造方法に対してはこれを与える（第5条）。

発明権者は次のような権利を有するが、その発明の採用と処理の権利は国家に属する（第6条）：(イ)別に定める規定により、賞金、褒賞、賞状、勲賞または名誉学位を受けること、(ロ)発明権は遺産とし、その承継人は賞金を受けることができること⁽²⁾、(ハ)発明品に発明者の姓名または特別の名称を付与すること。

なお、発明権を申請し、または発明証を交付された発明が政府より採用されなかった場合には、改めて特許権ないし特許証を与えられる（第16条）。

② 特許権

特許権の取得に対しては特許証が交付されるが、その有効期間は発明証と同じである。特許を受けることができる発明の分野は発明証を与えられるものより狭く、かつ、国家にとって重要な発明（上記の国家の安全や国民の福利に関する発明）に対しては特許権は付与されない。

特許権者は次のような権利を有するが、その私的権利はかなり制限されている(第7, 9, 11条): (イ)第三者への有償譲渡または実施許諾(採用許可)をすること, (ロ)特許権者の許諾なしに特許発明を実施した者に対する損害賠償の請求, (ハ)特許権を遺産とし、その承継人は特許権者と同様の権利を有すること, (ニ)特許権の有効期間中その譲渡または実施許諾をしていない場合には特許権を発明権へ変更すること, (ホ)企業経営において自己の発明を運用して生産に従事すること。

また、特許権は次のような効力の制限を受ける: (イ)特許発明の利用を国家が必要とするときは、特許権者に発明権が与えられ、補償金(賞金)が支払われること、ただし、政務院によってなされるこの決定は終局的なものである(第14条), (ロ)特許権の譲渡または実施許諾については中央主管機関の承認をうること(第10条), (ハ)特許権が共有の場合には、その権利の行使には共有者の同意を必要とすること(第10条), (ニ)特許証交付日から2年以内にその発明を実施しないとき、または2年間中断したときは、特許権は取り消されること、ただし、実施の延期または理由を述べる機会是与えられる(第11条)。(ホ)特許権の有効期間中に承認なしに特許権を国外に売却したときにも特許権は取り消されること。

上記のことから、国家は特許権を認めるとしても、その効力を制限して特許発明の国内実施を確保しようとする意図が窺える。

(2) 1954年生産に関する発明、技術改善および合理化提案の奨励暫定条例(全33条、以下、1954年条例)—報償制度

1950年政務院決定において1950年条例の他にこの条例を公布することが明記されていたが、遅れて54年に制定、施行された。この条例で1950年条例の規定によって発明証を取得した者は発明賞金が付与されると定められた(第3条)。なお、1950年条例ではさきに述べたように、この報償制度については別に定めるとされた(第6条)。

発明の賞金額は、その採用後の12カ月間の節約価値に応じて支給される。

支給額は節約価値に対する賞金を支給する百分比による額と付加額により決定される⁽³⁾。発明賞金の各年最高額は5億元（1956年デノミネーションを実施して1万元を新幣1元に換算する）を超えず、最低額は20万元とされた（第7条）。ただし、賞金額はこの条例の規定の制限を受けずに政務院が審査決定する場合がある。発明が、すべての重要な技術問題の解決、まったく新しい生産部門を開く発明、新しい各種貴重材料の代用品の創造または経済上国防上特に貢献のあるものに該当する場合である（第9条）。

発明に対しては賞金が支給される他に、生産に対する作用の大きさによって褒賞、賞状またはその他の榮譽表彰が与えられる（第15条）。なお、発明賞金は3年から5年の間毎年1回計算され、額によっては分割して支給される（第8、27条）。

(3) 1963年発明奨励条例（全27条、以下、1963年条例）—特許制度の廃止

第1次5カ年計画期（1953～57年）には12カ年科学技術発展計画が立案され、当時の先端科学技術分野の技術開発に重点がおかれた。しかし、1954年から大衆技術革新運動が始まり、第1次5カ年計画の末期には自主技術開発、普及が目標とされた。大衆の技術自立化路線は同計画に続く大躍進期（1958～60年）にはさらに推進された⁽⁴⁾。この技術の大衆路線政策において、いっさいの進歩的な生産技術はすべて広汎に採用され全人民の富とされ⁽⁵⁾、技術が私的に独占され広汎に利用されない特許制度は否定されたことになる。その結果、1950年条例は廃止のための法的手続がとられることなく自然に廃止された。この条例の下に50年から57年までの間に交付された発明証は6、特許は4という少数であった⁽⁶⁾。

特許制度が法的に廃止されたのは1963年発明奨励条例であった。同年技術改善奨励条例が制定された。両条例において1950年と54年条例の廃止には言及されることなく新しい条例が施行された。1963年条例は発明を奨励し普及し、応用して科学技術と国民経済の発展を促進するために制定された。一方、1963年技術改善条例は大衆の技術改善に対する積極性を奨励し、国民経済の

発展を促進するために制定された。

1963年条例は1954年条例の一部を取り込み、条文数は若干増えてはいるが、発明奨励・管理制度を定めたものである。同条例では発明者に対して発明証は与えられるが、その奨励の内容は1950年条例よりも低くとどめられている。発明証の有効期間は定められていないが、発明に対しては荣誉賞と物的賞（賞金）によって1回のみ表彰するとされた（第16条）。この他に発明に対する名称権は認められたが、発明は国家の所有に帰属すると定められた（第23条）。

したがって、いかなる個人または単位といえどもこれを独占することはできず、全国の各単位（集団所有制の単位を含む）は、いずれも必要とする発明を利用することができることとされた。

1発明につき1回の奨励は次のように5等級に分けられた。1954年条例の下では最長5年間（5回）、最高5億円（デノミネーションにより5万円）と荣誉賞が受けられたことを考えると1963年条例では物質的奨励の意義は軽視されたことになる（第19条）。なお特に重要な発明は特別賞として別に奨励された（第17条）。

表彰等級	荣誉賞	賞金
1	発明証書及び一等褒章	10,000元
2	〃 二 〃	5,000元
3	〃 三 〃	2,000元
4	発明証書	1,000元
5	〃	500元

上記のように精神的奨励が強調された発明奨励制度であったと言えるが、プロレタリア文化大革命の時期には1963年条例は批判され、「廃止されていないが、運用されてもいない」状態に陥った。1963年条例が適法に執行されている間に約800件の発明が認定され、そのうち約300件には実際に報奨が与えられたと言われる⁽⁷⁾。

(4) 1978年発明奨励条例(全15条, 以下, 1978年条例)

1963年条例は文革後の1978年に改正され公布された。1978年条例では手続規定が整理され、全27条から15条へと条文数は減ったが、発明奨励・管理制度であることには変わりがない。即ち、発明は国家の所有に属し、全国の各単位(集団所有制単位を含む)はその必要とする発明をすべて利用できるとし、発明が公共の財であるとする基本的理念は変わっていない(第9条)。この規定ではいかなる個人や単位も発明を独占することはできないという文言は削除されたが規定の本質は同じである。

さきに述べた発明に対する5段階表彰制度は最下位の5等級は削除された。しかし、表彰の姿勢が明記され、プロレタリア階級の政治の優先を維持し、精神的奨励を主とする原則を実行しなければならないと定められた(第6条)。この条例は現在でも有効で、1984年の改正で賞金額は2倍に引き上げられた。

(5) 外国人の特許権の取扱い

ここでは1984年特許法制定以前の外国人の発明の取扱いについて述べる。

1950年条例では中国に居住する外国人は本条例に基づいて発明権または特許権を申請できるとされた(第3条)。また、1954年条例では、外国人居住者の提供した生産関係にある発明は採用後すべて本条例に基づいて表彰(栄誉賞と賞金の授与)されると定められた(第2条)。しかし、これらの規定は外国人の居住者を対象としており、特許保護に関する相互主義については1950年条例には明記されていない。また、1963年と78年両条例では上記のような規定に代えて、海外在住の華僑および外国人もすべてこの条例に基づいて発明が審査・承認された後表彰を受けられるとされたが、外国人の発明が特許として保護されるわけではない。

そのため、プラントや設備の売買契約とともに外国の特許技術が導入されても契約による保護しか受けられなかった。中国では技術の使用は無償であったが、対外的には有償使用が認められていた。しかし、対外経済開放政策後は技術の商品化が実施され、合弁企業の出資方式として工業所有権(特許

権)を認め、技術使用料の支払いの基本的条件も定められた(1979年中外合資経営企業法第5条、1983年同实施条例第25、46条)。

(6) 1984年特許法

① 特許制度の採用

1978年の経済改革と対外経済開放政策を効果的に推進するためには特許制度を採用する必要があった。先進国では特許制度が新技術開発の発展の基盤となっていることを中国は認めることになるとはいえ、中国の社会主義近代化建設の需要に適合する特許制度を確立しなければならなかった。また、国外からの先進技術の導入、科学技術協力に基づく共同研究の成果の分配、外資導入に伴う新技術の保護などに関して発生してくる特許保護の問題を解決する必要があった。さらに、パリ条約に加盟するには特許または発明者証のいずれの出願をもすることができる二元制または特許制度を採用しなければならなかった⁽⁸⁾。

外国人に特許制度を認めるとともに内国人に対しても社会主義経済体制を維持できる方法でこの制度が適用されることになった。経済改革後は、従来の生産手段の全人民所有(国家的所有)と集団所有のほか個人所有や私的所有が認められるようになった。しかし、社会主義経済制度の基礎は前二者に置かれており、また、中国の研究開発(R&D)支出は圧倒的に政府財政によってまかなわれている。したがって、特許制度は研究開発機関、企業などに特許技術の独占を認めることになるとしても重要な発明のほとんどは全人民所有単位または集団所有単位の職務発明となる。これらの単位に特許出願権を認め、特許権を単位の保有または所有とすると定めて国家が重要な特許技術を管理できるようにした。また、個人の発明に法的保護を与えることは社会主義公有の発明創造に対して必要な補充となるとされ、内国人による非職務発明に対する特許は国家利益のためには利用できる規定が設けられている。しかし、企業や個人の特許権などの知的所有権は民事上の権利として法的保護が受けられることが民法通則に明記されている⁽⁹⁾。

② 特許制度と発明奨励制度の比較

中国では一方で特許法を施行しつつ、他方では発明奨励条例を存続させている。両者は発明の奨励や発明者の氏名権（人格権）の保護という点では共通しているが、互いにとって代えることができない規定を有しており相互に補うべきものとされる⁽¹⁰⁾。両者の主たる関係は次のようなことにある。

まず、(イ)発明とは、特許法（以下、前者）では技術的思想の解決（新しい技術的提案）であり、発明奨励条例（以下、後者）では実践によって応用できることが立証されたもの（新しい技術的成果で実用化が証明されたもの）である。このように発明の概念は異なっている。特許権を取得した発明は同時に発明証を受けることができるが、特許発明が実施され、一定の経済的利益が証明された場合であるので実際は両者を受けることはきわめてまれであろう。しかし、発明証を受けた後に特許権を取得することはできない。なぜなら、特許を受けることができる発明は新規性を求められるが、発明証を得た段階で特許法という新規性は失われているからである。

(ロ)前者では発明と特許についての権利は発明者に属するが（職務発明はその所属組織に特許権を帰属）、後者では発明は国家の所有に帰する。特許権は財産権として譲渡できるが、発明証の権利は譲渡できない。

(ハ)特許を受けることができる発明分野は発明証の対象より狭い。

(ニ)特許権者は特許発明の実施義務を負うが、発明証に対する発明の利用については国家科学技術委員会が推進する。

(ホ)第三者による特許発明の実施には書面契約と実施料の支払が必要だが、発明証を受けた発明について全国の各単位はすべて利用できる。

(ヘ)特許権の有効期間は出願日から15年であるが発明証にはその期限はない。

なお、強制実施権の規定など特許法しかない規定が多くあり、両者は多くの点で相違している。

③ 特許制度の活用

特許法が施行された1985年4月1日から90年末までの特許（発明、実用新案、意匠）出願総件数は16万7343件（5万4074、10万2295、1万0974）であるが、

内国人のは13万7288件（2万6895，10万1493，8900）で全体の82%を占めている。しかし、発明特許のみでは内国人によるものは全体の半数である。また、その年平均（1986～90年）件数は4566件であるが、中国が発展途上国であることからみると中国では発明特許活動はかなり活発であると言えよう⁽¹¹⁾。

また、内国人の職務発明と非職務発明の出願件数の割合を比べると後者の比率の方が高く、1990年では全体の57%を占める（前者2482，後者3350）。さらに、前者に占める工鉱企業からの件数はあまり多くない。このことは企業レベルのR & D活動が従来きわめて低調であったことを反映していると言えよう⁽¹²⁾。しかし、88年以降は企業からの職務発明出願が科学技術研究機関および大学、専門校からの出願を上回るようになり、90年には企業からの出願は前年度より約60%増となった。また、職務発明の特許出願件数も同年には非職務発明のその増加率を大幅に上回るようになった⁽¹³⁾。

特許技術の実施については、その実施活動を推進する一連の措置がとられてきた。即ち、1984年の技術市場の開設、1987年技術契約法の施行、1986年企業特許活動の強化に関する規定および1990年企業特許活動方法（特許技術の実施、発明者に対する奨励、特許管理経費についての明確な規定の設定）、特許技術実施基金の設置、特許技術による合弁企業への出資、新技術産業開発試験区⁽¹⁴⁾での特許技術の実施などを通じて特許技術の実施を促進してきた。

1985～90年の間に付与された特許は6万1637件（国内5万5260，国外6377）であるが、発明特許は7684件にすぎない。国外特許は発明が70%（4434件）を占めるが、国内特許は実用新案が88%（4万8442件）を占め、発明は6%に満たない。しかし、中国の特許技術の実施率は30%であるが、職務発明の実施率は45%と高い⁽¹⁵⁾。中国が特許制度を設立した主目的の一つは発明創造を早期に生産力に転化し、科学技術と経済建設との結合を密接にするところにあるので特許技術の実施活動は強化、充実されるであろう⁽¹⁶⁾。

2. 商標法

新中国成立後の商標の管理・保護に関する主な法令は次の三つである。それらは、1950年商標登録暫定条例、1963年商標管理条例、1982年商標法である。

(1) 1950年商標登録暫定条例(全34条、以下、1950年条例)は旧ソ連商標規則を範としたものである⁽¹⁷⁾。1950年条例は商工業で使用する商標の専有権を保障するために制定された(第1条)。商標は遺産として承継され、また、譲渡が可能であった(第12条)。商標は一般の公私の工場、商店、合作社が自己の生産、製造、加工または選択した商品に対し、専用の商標が必要なときに登録出願をすればよく登録は任意であった。登録出願先は財政経済委員会中央私営企業局とし、最初の全国的な登録制度が確立された(第2条)、即ち、新中国成立以前は各地方人民政府と国民党政府とが別々の商標登録制度を有していたが、それらの制度の下に登録された商標の再登録をこの条例は認め、上記の企業局が登録を管理した(第32、33条)。旧商標登録は前国民党反動政府商標局登録商標処理弁法および各地方人民政府商標登録証書換弁法の下に登録された⁽¹⁸⁾。

1950年条例は商標権の存続期間を20年とし、その満了のときは継続専用の申請ができるとされた(第18条)。しかし、次のような事由により商標登録は抹消された(第21条)：(イ)商標専有権所有者による登録商標の変更、(ロ)登録商標の1年以上の使用停止、(ハ)商標権の第三者への移転について6カ月以内に届出しないこと。

商標専有権の侵害に対しては人民法院に訴えることができるとされたが、救済の手段や間接侵害については明記されていない(第29条)。なお、刑事的制裁の対象としては、登録商標の偽造・模倣、虚偽の登録表示と登録に対する詐欺の行為が定められている(第31条)。

1950年条例の下では商標専用権が保護されていたとしても過渡期の経済社会において私企業の公有化の進展が早く登録人にとって登録から受ける利益は少なく、商標登録をしない傾向がしだいに企業間に広まった⁽¹⁹⁾。

このような傾向に対処するために、1957年にすべての企業に商標登録を義務づけるための決定が発せられた。この目的は主として消費者の利益を保護し、当局が商標管理を包括的に行うことであった⁽²⁰⁾。

(2) 1963年商標管理条例（全14条，以下，1963年条例）

1963年条例の制定により1950年条例は廃止された（第14条）。1963年条例は商標を専用権として構成する考え方はとらず、企業の製品の品質を保障し向上をはかるために制定された（第1条）。

商標とは商品の一定の品質を代表する標識であるとされ、工商行政機関が商品の品質に関する監督を行うと定められた（第3条）。一般に商標の品質保証機能は認められているが、それは同一商標を付した商品がすべて均一の品質を有していることで足りる。しかし、1963年条例は品質の向上をも目的としている点で異なっている。このような商品の品質保証と商標の管理のための商標条例の下では当然企業は使用する商標の登録を義務づけられた（第2条）。同一または類似の商標登録出願が2以上の企業からなされた場合には最先出願の商標が登録を受けることができた（第7条）。1963年条例は商標使用者の保護を目的としていないから、先使用があっても登録出願しない者に対しては中央工商行政管理局は当該商標の使用を禁止することができた。

登録商標の使用期間は承認された日から企業が取消の申請をする日までとされた（第10条）。ただし、外国人が登録した商標の有効期間は当該管理局が査定することになっていたが、原則として10年間とされ更新が認められた（第12条，細則第17条）⁽²¹⁾。

次のような事由により商標登録の取消はなされたが、ここでも品質保証という商標の目的が維持されている（第11条）：(イ)粗製濫造による商品の品質の低下，(ロ)登録商標を事前の許可なしに変更すること，(ハ)登録商標の使用を1

年間停止後なお、商標の留保について承認されないこと、(二)人民大衆、機関、団体、企業の異議申立、取消請求に基づく取消の決定。

これらの規定は主として国内商標に対して適用された。外国商標に対しては、例えば、商品の品質は契約書を通じて管理するなど他の解決方法をとることができた⁽²²⁾。

なお、商標の侵害に対する民事上の救済や刑事上の制裁規定は設けられていない。これは、登録商標のみが使用でき、かつ、私的企業が存在しないのだから、侵害事件は発生しえないと考えられていたようである。しかし、外国商標の侵害に対しては行政的または司法的救済が与えられていた⁽²³⁾。

文化大革命期には商標登録制度は機能せず消費者を混乱させた。というのは、紅旗とか東風という新しい商標が類似または類似でない商品に関して多くの企業によって採用されたからである⁽²⁴⁾。

(3) 1982年商標法(全43条、以下、1982年法)

1978年には文革期に不適切に登録された商標が整理され、1979年に統一商標登録制度が再確立された⁽²⁵⁾。また、同年1963年条例を新しい商標法に改正する作業が着手された。82年には同条例を抜本的に改正した商標法が成立し、翌年施行された。この法律では強制的な商標登録制度は採用されず、商標権は専用権として認められるようになった。しかし、商標による商品の品質管理という政策は変更されなかった。

1982年法にはこのことが明記されている。この法律の制定目的は、商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者に商品の品質を保証させるとともに商標の信用を維持させて、消費者の利益を保障し、社会主義商品経済の発展を促進させることである。

経済改革による企業自主権の拡大や商品流通経済の活性化は多くの企業に商標登録の必要性を認めさせた。このことは、任意の商標登録制度を採用しているにもかかわらず、商標出願・登録件数は激増しており、また、商標事件の増加していることから言える⁽²⁶⁾。なお、国家が登録商標の使用を指

定した商品（例えば、薬品）については商標登録は強制的である。したがって、その登録が許可されないかぎり商品を市場で販売することはできない（第5条、1988年改正細則、以下、細則第7条）。

① 商標専用権の保護

有効な商標登録は登録商標権者に対して登録商標を指定商品に専用する権利を与える（第3、4、37条）。この専用権は次のような場合には侵害とみなされる（第38条）：(イ)登録商標権者の許諾を得ないで同一または類似商品に登録商標と同一または類似商標を使用した場合、(ロ)他人の登録商標の標識を無断で製造または販売した場合、(ハ)他人の登録商標専用権にその他の損害を与えた場合。その他の損害を与える侵害行為の範囲については、商標侵害品の販売、侵害品を故意に保管、輸送、隠匿のための便宜の供与、他人の登録商標の商品の名称または包装への使用であって明らかに誤認させる行為と規定されている（細則第41条）。

これらの規定に該当したときは、登録商標権者は工商行政管理部門に対して侵害行為の差止その他の処分および損害賠償を請求できるが、直接人民法院へ訴を提起することもできる（第39条、細則第43条）。また、他人の登録商標を侵害したときは、罰金を科すことができ、直接の責任者は刑事責任を追究される（第40条、刑法第127条）。

商標権の存続期間は10年であるが更新できる（第23条）。しかし、登録商標または登録事項について無断に変更し登録商標を申請しないで譲渡し、または3年間連続して使用を停止した場合には、登録商標は取り消される（第30条）。また、登録商標を使用した商品の品質の管理を怠った場合にもその取消をすることができる（第31条）。

② 商標商品の品質保証と管理

商標が登録されていると否とにかかわらず商標使用者は商標を使用する商品の品質について責任を負わなければならない（第6条）。

登録商標を使用し、その商品を粗製濫造し、品質の劣ったものを優秀品と偽り、消費者を欺いたときには、期間を定めて改善させ、または罰金を科し、

その登録商標は取り消されることもある(第31条)。また、未登録商標の使用についても上記と同じように粗製濫造などの行為に対してはその使用の差止め、改善または罰金を命じられる(第34条)。

他方、工商行政管理部門に対して商標管理を通じて商品の品質の監督を義務づけている。

さらに、商品の品質の維持については、登録商標の譲渡や使用許諾に対しても定められている。即ち、譲受人には使用する登録商標の商品の品質の保証を義務づけ、また、使用許諾人には被許諾人の当該商品の品質の監督を義務づけている。なお、被許諾人の義務は譲受人と同様とされる(第25、26条)。

このように商標商品の品質保証と管理の重要性を強調されるのは、消費者の利益を保護し、商標法の定める行政的介入によって、この法が社会主義商品経済の発展に資することになるからである⁽²⁷⁾。

3. 著作権法

新中国成立以来、1990年まで著作権を保護する包括的な法律は存在していなかった。50年には前政権の著作権法を否認し、著作権と創作者の他の権利を保護するための新しい法律のあり方が模索されたが、著作権法は成立しなかった⁽²⁸⁾。

1951年に書籍刊行物出版業・印刷業・取次販売業管理暫定条例が制定され、翌年公布された。この条例では書籍刊行物出版業を経営するものは、他人の著作・出版権を侵害しないことと定められた(第8条)。52年には出版業に対する契約制度が確立され、出版者と創作者の関係規制する出版契約において使用料も定められた。統一使用料条例が57年に採択されたが公布されることはなかった。しかし、文化大革命期にすべての使用料の支払が否定されるまでは、制限的ではあるが使用料支払が行われた⁽²⁹⁾。文革期には創造的知的労働は軽視され国家が著作物を独占し、著作権の保護は排除された。

1979年に著作権法立法作業が開始されたが、その成立までに10年以上の年

月を要した。90年に著作権法が制定され翌年から施行された。1990年著作権法（以下、1990年法）を制定する前に著作権に関する法令が若干制定された。それらは、著作者に対する使用料の支払や視聴覚著作物に関する著作権保護の暫定規定であった⁽³⁰⁾。

1990年法は、特許法、商標法と同様に社会主義政策が反映された法律である。その制定目的において社会主義体制の擁護を明確に規定している（第1条）。即ち、著作権および著作隣接権を保護し、社会主義精神文明、物質文明建設に有益な著作物の創作および伝達を奨励し、社会主義文化および科学事業の発展と繁栄を促進するため、憲法に基づいてこの法律を制定すると定めている。また、法律によって出版、伝達が禁止された著作物は、この法律による保護は受けられない（第4条）。

著作者は原則として著作物を創作した者（市民）であるが、例外的に法人または非法人単位が著作者とみなされる場合がある（第9、11条）。著作権は著作者に帰属し、人格権（公表権、氏名表示権、修正権、同一性保持権）と財産権（利用権、報酬受領権）を含む（第10条）。著作権の保護期間については、公表権以外的人格権は無期限であるが、公表権と財産権は著作者の生存期間とその死後50年である（第21条）。また著作権の侵害行為（無断公表、営利目的の複製など）に対しては民事責任（侵害停止、損害賠償など）を負い、または著作権局による行政罰（不法所得の没収、罰金など）が科せられる（第45、46条）。

なお、著作物にはコンピュータ・ソフトウェアが含まれるが、その保護規則については別に定めるとされ（第53条）、1991年にコンピュータ・ソフトウェア保護条例（全40条）が制定、施行された。

中国は米中知的所有権保護に関する了解覚書においてベルヌ条約加盟に合意した。1992年9月30日に国際著作権条約実施規則が公布され、ベルヌ条約は10月15日に発効した。また、万国著作権条約も10月30日に発効した。

II 特許法の特徴（主要実体規定）

中国特許法では、一方で技術の私的独占（特許発明の独占的利用）を認めつつ、他方で技術の公共的利用（特許発明の国家目的のための利用と管理）を容易に確保できる規定が設けられている。後者は発展途上国的な特許法制の下でもみられることである。そこでは、特許権者の私的利益の保護に重きを置くことより自国の一般公衆の利益および経済発展のための利益が優先される。したがって、社会主義法制と発展途上国法制は公的利益の重視という点では共通性を有するが、規定のされ方は多少異なる。具体的には特許権者の実施義務（強制実施権の設定、特許権の取消）、公共の利益のための特許発明の利用（経済開発計画などを含む）、特許対象とならない発明、特許存続期間などの規定を通じて特許権者の権利の縮小がはかられている。さらに、中国法では職務発明制度、国家計画に基づく自国特許の実施などの規定を通じて社会主義的な性格を特許法制に反映させている。

現在、国際特許制度は特許権の保護強化の方向へ発展している。このことは、先進国のその保護強化の動きに対する発展途上国側の歩み寄りを意味する。中国でも特許法の改正が国際的調整の観点から検討・審議されていたが、1992年9月に改正法（以下、1992年法）が公布された（214ページ付記参照）。

ここでは、特許法の実体規定を中心に主要項目をあげて検討し、その特徴をとらえようとするものである。なお、特許法では、発明創造とは、発明、実用新案および意匠をいうと定めているが、ここでは発明について述べる。

1. 特許権の帰属と社会主義所有制

社会主義公有制の理念は、1984年特許法の規定に反映されており、特に特許権の帰属規定において具現化されている。

上記の所有制に従い全人民所有制単位の保有（持有）する特許権、集団所有制単位の所有する特許権および個人の所有する特許権の3種類に分けられる。この他に、対外開放政策の必要性から中国国内の外資企業と中外合弁企業の特許権の帰属の規定が設けられている（第6条）。

全人民所有制単位と集団所有制単位の特許権とは各単位の職務発明に対する特許権を意味する。前者の特許権は根本的には全人民の所有（国家的所有）に帰するが、特許法上はその単位が「保有」する特許権と称する。これは全人民所有制の企業に対する所有権と経営権の分離の考え方に対応するものである。即ち、特許権に関して所有権と利用権（運用権）に分け、前者は国家に、後者は全人民所有制単位に属するとした。全人民所有制単位は「保有」する特許権について運用管理の権利を有し、特許の実施または他の単位へ有償で特許の実施許諾をする権利などを行行使することができる⁽³¹⁾。特許権の帰属を明記することにより発明の成果についていかなる単位もすべて無償で利用できるという従来の方針は変更された。上記のことは、特許法の保護を受けられる発明に対して言えることであって、発明奨励条例にいう発明には適用されない。

特許を受ける権利の主体は原則的には発明者である。しかし、発明者が上記の単位の従業者である場合には、発明の性格（職務発明または非職務発明）によってこの権利の帰属は異なってくる⁽³²⁾。特許法では職務発明に対する特許出願権は発明者個人ではなく当該所属単位に属し、特許権は上記のように単位の保有または所有に帰すると定めた（第6条）。このように定めると、国家は重要な特許発明を管理して国家計画に基づき全人民所有制単位の特許を指定した単位で有償で実施させる権限を行行使することができる（第14条）。また、集団所有制単位または個人の所有する特許についても、国家の利益または公共の利益にとって重大な意義を有し、応用をはかる必要があるときには有償で指定の単位にその特許を実施させることができるとした。

外資企業および中外合弁企業の従業者による職務発明の特許出願権および特許権は当該企業に帰属するが、上記の国家目的のための特許実施に関する

規定は適用されない。

研究、創作を委託された単位が発明を完成したときは、別段の協議があるものを除き、特許出願権と特許権は受託単位に帰属する。ただし、委託単位は無償利用権を有するものとされる(第8条)。中国では委託単位が提供する資金はほとんどが国家財産に属するので委託単位が出願権を取得するとは定められていない。

2. 職務発明とその補償

職務発明とは、その単位の任務を遂行して従業者が完成した発明またはその単位の物質的条件を主に利用して完成した発明である(第6条)。

前者の単位の任務を遂行して完成した発明に該当するものは次のような発明である(細則第10条)。

(イ)自らの職務においてなした発明。

(ロ)所属単位から与えられた自らの職務以外の任務を遂行してなした発明。

(ハ)辞職、退職または転任後1年以内になしたもので、原単位で担当していた職務または割り当てられた任務に関係する発明。

後者の単位の物質的条件を主に利用して完成した発明とは次のように解されよう。

物質的条件とは、所属単位の資金、設備、器材、原材料または外部に公開しない技術資料などをいう。これらの物質的条件を発明し完成させるために主として利用し、単位の支援の下に行われた発明は、たとえ自らの職務や任務に関係なく自主的になされた行為であっても職務発明となる。

上記のことから職務発明の範囲は相当に広く規定されている。特に、外部に公開していない資料とは全人民所有制単位においてどの範囲のものをいうのかは不明であるが注目すべき規定と言えよう。

これらの職務発明の規定は全人民所有制単位のほか、集団所有制単位、外資企業、中外合弁企業にも適用される。

上記の2種類の職務発明以外の従業者による発明はすべて非職務発明である。非職務発明の特許出願に対して単位は妨害してはならない(第7,65条)⁽³³⁾。しかし、職務発明か否かについて争いがあるときは発明者は上級主管部門または単位所在地の特許管理機関に処分を申し立てることができる(細則第78条)。

職務発明の補償については、その発明者に対して特許権の所有単位または保有単位は、一定の報奨を与えなければならないと定められている(第16条)。報奨には発明者に支給する報奨金と報酬が含まれる(細則第70条)。

前者は特許権の付与後に一括して支給され、後者は特許発明の実施後にその応用をはかる範囲および経済収益に基づき支払われる。報奨金は一発明につき最低200元と定められているが、特許権の保有単位は発明の価値と重要性により最高額を確定することができる。また、発明者の提案により発明がその所属単位に採用され、完成したときには報奨金は十分に支給されなければならない(細則第71条)。

報酬の支給は特許権の存続期間内において次の二つの場合に分けられる。

イ)特許権の保有単位が特許発明を実施して得た利益の中から一部分を報酬として支給する場合。報酬の支払基準は毎年当該特許発明を実施して得た税引後の利益から0.5~2%を控除して発明者に支給されるが、この比率を参照して一括して支給することもできる(同第72条)。

ロ)特許権の保有単位が他の単位または個人にその特許発明の実施を許諾した場合。その単位が受け取った実施料から税引後5~10%を控除して報酬として発明者に支給される(同第73条)。

上述の報酬は単位の報奨金総額に算入せず超過した報奨金として課税対象にはされない。これは報酬の支給によりその他の報奨金に影響を及ぼすことを避けるためである(同第74条)。

なお、これらの報奨金および報酬に関する規定は集団所有制単位およびその他の企業も参照して実施することができる(同第75条)。

報奨金および報酬の支給対象者は発明者である。発明者とは、発明創造の

実質的特徴に対して創造的な貢献をした者をいうと明記している。したがって、発明創造を完成する過程で単に業務を組織するのに責任を負った者、物質的条件の利用に便宜をはかった者またはその他の補助的業務に従事した者は発明者とはみなされない(同第11条)。また、発明者は特許書類中に自己の氏名を明記する権利を有すると定められているので(第17条)、職務発明においてもこの権利は認められている。しかし、発明者自身がこの権利を放棄した場合には報奨金や報酬を支給されることはない。

3. 特許権の制限

特許出願権または特許権の譲渡は原則的には自由である。しかし、書面により譲渡契約が締結され、その登録および公告がなされなければ効力は発生しない。

全人民所有制単位保有の特許出願権と特許権は全人民の所有に帰するものであるから、その譲渡については必ず上級主管機関の認可を受けなければならない。また、外国人に特許出願権または特許権を譲渡するときには、中国の単位または個人は国務院関係主管部門の認可を受けなければならない(第10条)。

外国に対して中国の単位または個人が特許出願するときにおいても、まず国務院関係主管部門の同意を得なければならない。なお、国外で中国人(学者、研修生、留学生など)が完成した発明創造に対する特許出願については大使館科技処が管理責任を負い、国外で取得した特許権は中国特許法令に基づきその帰属問題が確定される⁽³⁴⁾。

上記の他に侵害とみなされない行為(先使用权、研究、実験のための特許使用など)、国家目的のための特許利用、また、出願日から15年の特許存続期間(1992年法により20年となる)などの規定により特許権の効力は制限されるが、これらについては別途検討する(第14、45、62条)。

4. 特許発明の実施

(1) 特許発明の実施義務

特許権者（特許権の所有者および保有者）は特許発明を実施（利用）する専有権を有する。即ち、特許権者の許諾を得なければその特許発明を実施することはできない。この実施とは、生産・営業の目的でその特許製品を製造、使用、販売または特許方法を使用することである（第11条、1992年法により改正、付記参照）。即ち、特許発明を利用することで、広義の実施であるが、輸入行為は含まれないと解される⁽³⁵⁾。

特許権者は、自ら中国でその特許製品を製造し、その特許方法を使用し（狭義の実施）、または他人にこれらの製造もしくは方法の使用について許諾する義務を負うと定められている（第51条）。特許制度の設立目的の一つが先進技術の外国からの導入を容易にし、実際に生産において実施されることであるが、特許権を手段として外国特許権者が輸出市場を確保するような行為は認められないと言える。したがって、特許権者は独占的な輸入権を享有していないが、特許発明が中国で実施されている場合には、その特許製品の輸入は特許権者の実施を奨励するために当然阻止できると解されよう（1992年法により特許権者は第三者の特許製品の輸入を阻止できる旨を追加）。

特許発明の実施開始義務は特許付与日から3年以内とされるが実施報告は義務づけられていない（第52条、同上）。

(2) 特許発明の強制実施許諾

① 不実施の場合

特許発明が特許付与日から3年経過しても実施されないとき、即ち、特許権者が上述の義務を履行しないときは、実施条件を備えた単位はその実施に対する強制許諾を請求することができる（第52条、1992年法により改正、付記参照）。しかし、特許発明の不実施に対する正当な理由が認められた場合には

強制実施許諾は与えられない。

強制実施権の請求人は全人民所有制単位、集団所有制単位および中外合資経営企業のような単位に限られ、実施条件を備えるとは技術的にも経済的にも当該特許発明を実施する能力があることを証明できることと解されよう。

特許発明が不実施でかつ特許権者と合理的条件で実施許諾契約を締結できないことの証明は強制実施許諾の請求とともに提出しなければならない（第54条、細則第68条）。強制実施権は非独占的であり、かつ、第三者への再実施権を認めるものではない（第57条）。なお、強制実施許諾の決定は登録および公告される（第55条）。

② 相互依存の場合

不実施に対する強制実施許諾の他に利用発明に対するものがある。これは特許が相互に依存している場合に認められる制度である。相互に依存している特許とは先の特許を侵害することなしに後の特許を実施できないものをいう。後の特許権者が先の特許権者から契約による実施許諾を受けられない場合に、前者の請求に基づき先の特許発明を実施する強制許諾が与えられる。その付与の要件として、後の特許発明が先の特許発明と比較して技術上の進歩があることを後の特許権者が証明することを求められる（第53条）。また、先の特許権者は後の特許権者に対して強制実施許諾を請求できる。不実施に対する強制実施許諾の請求人は実施条件を備えた単位であるが、相互依存特許の場合の請求人は単位または個人である。

これら二つの強制実施許諾の決定またはその実施料に関する裁定について不服があるときには、通知を受け取った日から3カ月以内に人民法院へ不服の申立ができる。この不服申立において不実施に対する正当な理由、比較技術上の進歩、実施料の裁定が合理的か否かなどについて特許権者に行政的決定に対する救済の機会が与えられている（第58条）。

5. 国家計画または公益のための特許発明の利用

多くの国の特許法では公共の利益のために国家が特許発明を実施できる規定を設けているが、その規定は内外人に対して平等に適用される⁽³⁶⁾。しかし、中国の特許法では国家計画に基づき、または国益、公益のために必要とされるときには中国の単位または個人の特許は実施されると定めている（第14条）。

全人民所有制単位保有の特許発明が国家計画に基づき実施されるときには次のような条件が遵守されなければならない。

(イ)重要な特許発明の実施であること。重要な特許とは、経済建設に重要な意義を有し、大量に应用をはかる必要のあるものと解される⁽³⁷⁾。

(ロ)当該特許発明の指定単位での実施に関する決定権は國務院関係主管部門および省、自治区、直轄市の人民政府にある。

(ハ)実施単位は国家の規定により特許権の保有単位に実施料を支払う。

中国の集団所有制単位および個人所有の特許発明を広く応用するために実施されるときには次のような条件が遵守されなければならない。

(イ)应用をはかる必要がある特許発明は国家の利益または公共の利益について重大な意義を有していること

(ロ)当該特許発明の実施を認可するのは國務院関係主管部門から報告を受ける國務院に限られる。

(ハ)実施単位は国家规定により特許権を所有する単位または個人に実施料を支払う。

これらの規定は中外合資経営企業、外資企業および外国人または企業の特許については適用されない。しかし、中国の単位または個人の特許のうち国家経済建設にとって重要なものは国家が管理し必要に応じて利用できることになる。国家は重要な発明を管理・利用でき、かつ、国家の安全および重大な利益に係る発明は秘密特許とすることができるので特許権の取用や取消規

定は設けられていない。外国人の特許に対する上述の適用除外は外国からの技術導入を有利にする観点から外国人の特許権の制限を少なくしようとするものである。

6. 特許を受けることができない発明

(イ)食品、飲料および調味料。

(ロ)医薬および化学方法により得られる物質。なお、(イ)と(ロ)の製品の製造方法については特許権は付与される。

(ハ)原子核変換の方法によって得られる物質。この変換方法とこの方法で得られた物質が対象とされる。

以上の発明は国策の観点から特許の保護が与えられないものであるが(1992年法により(イ)と(ロ)は特許保護対象となる)、次の発明はその性質から特許の保護が適用されない(第25条、1992年法により改正)。

(ニ)科学的発見。

(ホ)知的活動の法則および方法。

(ヘ)病気の診断および治療方法。

(ト)動物および植物の品種——これらの品種の非生物学生産方法については特許の保護が与えられる。なお、微生物学上の方法およびこの方法による製品については明文の規定はないが特許出願が認められている(細則第25、26条)。この出願は特許手続上の微生物の寄託方法により規制される⁽³⁸⁾。

(チ)公共の利益に反する発明。

国家の法律、社会の公德に違反し、または公共の利益を害する発明には特許権は付与されない(第5条)。

7. 特許権の侵害と救済

特許権者の許諾なしに特許発明を実施する行為は特許権侵害行為となる

(第60条)。即ち、その許諾を得ないで生産、営業の目的をもってその特許製品を製造、使用、販売またはその特許方法を使用する行為は侵害行為である(第11条)。製法特許の効力はその製法で直接製造したものには及ばない(1992年法により効力が及ぶ)。侵害の事実は原則として申立人が立証しなければならないが、物を製造する方法の特許については立証が困難なので、被申立人(同一製品を製造している単位または個人)は自己の製品が申立人の特許方法以外の方法で得られたものであることを証明しなければならない(第60条第2項、1992年法により改正、付記参照)。

侵害とみなされない行為には次のような行為があげられる(第62条)。

(イ)特許権者または実施権者の製造した特許製品が販売された後その製品の使用または販売する行為。

(ロ)特許権者の許諾を受けずに製造、販売された特許製品であることを知らずに使用、販売する行為。

(ハ)先使用権を有する者が製造、使用する行為。

(ニ)科学研究または実験のための特許の利用。

(ホ)単に中国国内を通過するにすぎない移動機関の装置などに特許を使用する行為。

特許権の侵害行為に対しては特許権者または利害関係人は、特許管理機関に処分を申し立てることができ、また直接人民法院に訴を提起することもできる。前者の処分には侵害者に侵害行為の停止と損害賠償を命じる権限が含まれる。特許管理機関の処分決定に不服がある場合には通知を受け取った日から3カ月以内に人民法院に訴を提起することができる。また、この期間内にその決定に対する訴の提起もなく、履行もされないときには同機関は人民法院に強制執行を申し立てることができる。なお、他人の特許の虚偽表示行為は、上記の特許権侵害の規定により処理されるが、情状が重いときは、刑法の規定(第127条)が準用される(第63条、1992年法により改正、付記参照)。

特許、商標に関する紛争事件は中級人民法院(地方人民法院は基層、中級、高級からなる)に訴を提起することができる。なお、特許、商標事件の急増に

対処するために北京市中級裁判所に全国で初めて知的所有権の専門合議廷が設置された（1990年12月）。同合議廷は経済廷に属しているが、著作権関係事件は民事廷の管轄下に当分の間残されることになっている⁽³⁹⁾。

特許権者は権利侵害行為に対してその行為の差止および損害賠償の請求をすることができる。差止行為には侵害の停止のほか、侵害に用いた設備の排除、侵害品の処理などの請求も含まれる⁽⁴⁰⁾。

侵害訴訟の時効は2年であり、特許権者または利害関係人が侵害行為を知った日または知り得た日から起算される（第61条）。この時効は法院の訴訟手続に限られ、上述の特許管理機関に侵害行為に対する処分を申し立てている場合には時効は中断される。なお、侵害訴訟の過程において侵害者などから特許無効審判がなされた場合には訴訟は中止される⁽⁴¹⁾。

むすびにかえて

中国の知的所有権法制はこの10年間に著しく整備・発展を遂げた。1980年代は、また、先進国ばかりでなく発展途上国においても知的所有権保護強化に対する国際的調整が進展した時代であった。この背景には、アメリカが自国の知的所有権保護強化政策を国際的に展開したことがある⁽⁴²⁾。アメリカは2国間交渉およびWIPOの発明保護のための法律条文の調和条約（案）、GATT・TRIP交渉などの多国間協議を通じてその政策の実現をはかった。また、NIEsなどの発展途上国が知的所有権法の国際的調整に踏みきった背景には通商摩擦の回避ばかりでなく、ハイテク産業の育成策を掲げ、それに必要な新技術の導入と自主技術開発を支援する政策を打ち出したことがある。

中国においても同様の政策が採れつつある。最近公表された国家中長期科学技術発展計画において産業技術重視の方針を打ち出し、ハイテクおよびハイテク産業の重点的発展計画が明確に述べられている。また、企業が研究開発には力を入れないという旧体制の改革を重視し、企業を主体とする技術開

発政策を促進するとともに産学協同の研究開発体制の確立が提唱されている⁽⁴³⁾。中国の経済近代化構想における技術発展の役割の重視や国際技術交流、アメリカとの2国間交渉における知的所有権保護強化の合意は知的所有権法制の国際化を推進することになろう。特許法と商標法については1988年から改正作業に着手し、現在、改正案が国务院の審議にかけられている⁽⁴⁴⁾。特許法の改正事項には特許発明の存続期間の延長(20年)、製法特許の効力をその方法で製造したものに及ぼすこと、特許権の共有を認めることなどのほか、アメリカが強く要請している医薬、農薬の化学物質に対する物質特許の保護や強制実施権設定に対する実施条件の緩和が含まれる⁽⁴⁵⁾(214ページ付記参照)。

中国では特許法、商標法に続き漸く1991年に著作権法が施行され、知的所有権保護法制の基本的枠組が確立された。したがって、今後は知的所有権保護強化の国際的動向に留意しつつ、その保護対象の拡大をはかっていく必要がある。それらは、半導体チップ、動植物新品種などの新しい創造物に対する保護、サービスマークの保護、不正競争に対する保護などの法制を確立することであるが、すでに立法作業ないしその保護方法の検討がなされている。90年代は中国の知的所有権法制のさらなる発展の時代となる。

〔付記〕 1992年9月4日に特許法の改正法案が成立し、1993年1月1日から改正法は施行される(『人民日報』1992年9月9日)。改正条文は、11、25、29、30、33、34、39、40、41、42、43、44、45、48、50、51、52、60、63の各条である。

本章で述べた実体規定の改正の主な点は次のとおりであるが、頁数がすでに確定し、詳細に述べることはできない。

1. 特許権の効力の拡大(第11条): 特許方法により直接得られた製品を使用、販売することまたは特許製品を輸入もしくは前記の方法による製品を輸入することに対しその効力が及ぶ。
2. 特許保護対象の拡大(第25条): 物質特許を認める。
3. 特許の存続期間の延長(第45条): 出願日から20年とする。
4. 強制実施許諾の条件の変更(第51、52条): 特許発明の実施義務の明記に代えて、合理的な時間内に特許権者から実施許諾を得られない場合には、強制実施許諾が与えられる; 国家に緊急もしくは非常事態の発生の場合または公共の利

益の目的のために強制実施許諾が与えられる。

5. 製法特許の侵害の挙証責任（第60条第2項）：新製品の製法であるときと明記。

6. 特許の虚偽表示に対する罰則の追加（第63条）：特許管理機関による処罰規定の追加。

（『国際貿易』11月3日，10日号の特許法改正条文日訳参照）

- 注(1) David Ben Kay, "The Patent Law of the People's Republic of China in Perspective," *UCLA Law Review*, Vol. 33, 1985, p. 342; 旧ソ連では発明者証制度と特許制度が採用されていた。1931年発明および技術改善規則でこの二元制が定められ，その後の改正法においても同様であった。旧ソ連では生産手段の社会化が確立していたのでソ連人が特許権を取得することはほとんどなかった。1991年5月に成立した発明法では特許制度のみとなった。
- (2) 1954年憲法第12条では，国家は法律に基づいて市民の私有財産の相続権を保護すると定めている。
- (3) 支給額は9段階に分けられる。例えば，最低発明賞金額は節約価値100万元未満×30%+0（付加額），最高同額は10億元以上×2%+1,721万元（付加額）である。
- (4) 丸山伸郎『中国の工業化と産業技術進歩』，アジア経済研究所，1988年，62～63ページ；「我国科学・技術工作の発展の道」（『中国の科学・技術政策および技術所有権に関する資料』アジア経済研究所調査研究部 No. 40-29, 1966年），79ページ。
- (5) 同上論文，82ページ。
- (6) Henry R. Zheng, "Patent Law," *China's Civil and Commercial Law*, Butterworths, 1988, p. 408; 李家浩「中華人民共和国特許法の解説」（『中国工業所有権関係法令集』，AIPPI日本部会，1986年），218ページ。この間の両者の出願数は683であった。
- (7) 佐藤文男「中国における発明者証と特許」（『特許管理』Vol. 29, No. 10, 1979年），1, 143ページ。文革で1963年条例が運用されなくなるまでに約5000件の出願があった。
- (8) パリ条約第4条I，発明者証の出願に対する優先権の規定。
- (9) 民法通則第75条では，市民の個人財産は，法により市民が所有することを許された生産手段およびその他の合法的な財産を含み，市民の合法的な財産は法による保護を受けると定めている。また，同第94～97条は知的所有権の規定であり，第95条では市民，法人が法により取得した特許権は法による保護を受けると定めている。
- (10) 李，前掲論文，225ページ。

- (11) ここでの数字の出所は中華人民共和国専利局1990年度報告である。内国人の発明特許出願件数の年平均数は、韓国では4786件(1985~89年)、ブラジルでは2187件(同年)である(WIPOの統計各年版による)。
- (12) 丸山, 前掲書, 216ページ。
- (13) 高盧麟「中国特許法の施行状況と今後の任務」(*AIPPI*, Vol. 36, No. 6, 1991年), 38~39ページ。

国内三種特許出願分布状況

(カッコ内%)

	非 職 務	大 専 院 校	科 研 単 位	工 礦 企 業	機 関 団 体	合 計
1989	18,894(69)	1,220(4.5)	2,015(7.4)	3,725(13.6)	1,513(5.5)	27,367
1990	24,966(68.27)	1,333(3.67)	2,390(6.5)	5,956(16.3)	1,940(5.3)	36,585

(出所) 専利局1990年度報告。

- (14) 魏啓学「注目すべき中国のシリコン・バレー」(*AIPPI*, Vol. 36, No. 6, 1991年), 51ページ。
- (15) 魏啓学「国際化・完備化しつつある中国の工業所有権制度」(『パテント』, Vol. 44, No. 6, 1991年), 52ページ。この数字は抜取り調査によるものである。また、1989年の抜取り調査による企業に付与された特許技術の実施率は75%とされている(高, 前掲論文, 39ページ)。
- (16) 高, 前掲論文, 38ページ。
- (17) Michael D. Pendleton, *Intellectual Property Law in the People's Republic of China*, Butterworths, 1986, p. 6.
- (18) 処理弁法の公布から6カ月以内に登録出願し、1950年条例に違反するものは登録しないとされた(第2, 6条)。
- (19) Mark Sidel, "Copyright, Trademarks and Patent Law in the People's Republic of China," *Texas International Law Journal*, Vol. 21, 1986, p. 270; Henry R. Zheng, "Trademark Law of the People's Republic of China," *IIC*, Vol. 19, No. 1, 1988, p. 47.
- (20) Zheng, *op. cit.*, p. 47.
- (21) 佐藤房子「中国の商標管理条例(解説)」(*AIPPI*, Vol. 19, No. 9, 1974年), 15ページ。
- (22) 同上, 14ページ。品質が悪ければ最終的に関係部門にある輸出入総公司の意向を中央工商行政管理局で反映して解決がつけられた。
- (23) 同上, 16ページ。外国人に対する救済は中国国貿促に申請すれば国貿促は関係部門に伝え処理する。また、直接北京市の人民法院に訴えることもできる。
- (24) Sidel, *op. cit.*, p. 272.
- (25) Zheng, *op. cit.*, p. 48.
- (26) 1979年末の有効商標登録件数は国内商標2万7459件と外国商標5130件であ

ったが、89年末では前者21万2643件と後者3万6796件となった(李継忠・林元華(訳)「中国の商標法制(講演録)」、『日本商標協会誌』, 1991年, 37ページ)。また、商標事件の受理件数は1985~90年で187件であるが、圧倒的多くは工商行政管理局へ訴えられている(費宗禕「中国工業所有権訴訟の情況と解決すべき問題」, *AIPPI*, Vol. 36, No. 5, 1991年, 28ページ)。1989年に同局で処分された侵害事件の延べ件数は1万1876件で罰金総額は4628万元、賠償金額118.87万元であった(林元華「中国における商標権利侵害状況及び対応について」, 『日本商標協会誌』, 1991年, 40ページ)。

27) 「商標法概論」(『中国工業所有権法令集第2巻』, *AIPPI*, 1985年), 2ページ。

28) Sidel, *op.cit.*, p. 261.

29) *Ibid.*, p. 263.

30) Directive on Trial Methods for News and Publishing Royalties (1977), Provisional Regulations on Book Royalties (1980), Interim Measures on the Management of Audio Visual Manufacturers (*Ibid.*, pp. 264~266)。

新著作権法の概要については、Adolf Dietz, “The New Copyright Law of the People’s Republic of China-An Introduction,” *IIC*, Vol. 22, No. 4, 1991, pp. 441~458を参照されたい。民法通則第94条：市民、法人は著作権(版權)を有し、法により署名、発表、出版、報酬取得などの権利を有する。同第118条では著作権侵害に対する差止請求権などについて規定されている。

31) 湯宗舜「中華人民共和國特許法条文解釈」(『中国工業所有権関係法令集』, 1987年), 22ページ。全人民所有制工業企業法第2条では、企業は国や企業に経営管理を任せた財産に対し、占有し、使用しおよび法により処分する権利を享有すると定めている。

32) 各国の立法例はおよそ三つのタイプに分けられる。従業者の発明を特許法(日本その他大多数)、特別法(従業者発明法、ドイツ、北欧)または判例法(アメリカ、アイルランド、ニュージーランド)で規整している(Jam Jonczk, “Employee Invention,” *IIC*, Vol. 20, No. 6, 1989, p. 850)。また、職務発明が完成したとき、その特許を受ける権利は大別して、それが企業者、会社などの使用者に属するものとする場合と従業者に属するものとする場合とがある。前者の立場をとるのはフランス、スペイン、オランダ、スイスなどであり、後者の立場をとるのはアメリカ、西ドイツ、オーストリア、日本などである(豊崎光衛『工業所有権法』, 1975年, 142ページ)。

33) 過去、発明奨励条例の実施において技術者の技術成果がその単位または上級単位の妨害に会うことがあり、鑑定されず、申請されないことがあったので、特許出願妨害禁止の規定が設けられた(湯, 前掲論文, 23ページ)。

34) 中国学者の国外完成発明創造に関する特許出願規定(全7条, 国家科技委1986年公布)。

- 35) 特許権付与の目的の一つは、特許発明を応用し、経済発展を促進し、四つの現代化を迅速に実現することであるから、国内での実施が重要であり、特許製品の輸入をもって実施に代えるという考え方は採用しがたい(同上、95ページ)。
- 36) 日本の特許法では、特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者との協議がととのわない場合には通常実施権の設定の裁定を請求できる(第93条)。
- 37) 同上、36ページ。
- 38) 中国特許局は中国微生物菌株保管管理委員会一般微生物センターおよび中国特定培養物保管センターが特許手続上の微生物の寄託業務を行うことを委託しており、両機関との微生物の寄託方法に関する委託契約により1985年2月28日から寄託申請の受理がなされている。
- 39) 黒瀬雅志「中国の知的財産権専門合議廷」(『発明』, Vol. 88, No. 3, 1991年), 16ページ。
- 40) 民法第118条には、市民、法人の特許権などの侵害を受けた場合に、侵害の停止、影響の除去、謝罪、損失の賠償を請求する権利をもつと定められている。
- 41) 民事訴訟法第118条。
- 42) USTR は1986年以来年次報告書において貿易相手国の知的所有権保護の欠陥を指摘している。91年対外貿易障壁に関する貿易評価報告書では中国の知的所有権保護の改善はみられるとしているが、物質特許その他の保護の欠如を指摘している。また、89年に中国は1988年通商法スペシャル301条に基づき優先監視リストに掲げられた(同報告書、8~10ページ)。
- 43) 国家中長期科学技術発展綱領(1992年4月10日付『人民口報』)第2章戦略と方針、第4章改革の深化を参照。
- 44) 魏「国際化・完備化しつつある中国の工業所有権制度」, 前掲論文, 54ページ。
- 45) 高, 前掲論文, 41ページ。特許法の改正点として、国内優先制度の導入、異議申立手続を権利成立後に移行、特許出願の保護の強化(公開または公告前の出願に対する仮保護の強化)、権利回復手続きの導入などの手続関係の規定があげられている。

1992年1月17日に米中間で知的所有権保護に関する了解覚書が調印された。特許法の改正案が成立すれば93年1月1日からそれは施行されるが、中国はアメリカの医薬、農薬の化学品に対して7年半の行政的保護を与えるだろう。これらの化学品が、1986年1月1日から93年1月1日の間にアメリカで特許されたもの、(ii)中国で以前に販売されていないもの、(iii)中国企業または外国投資企業との契約によって証明されることとして中国で製造または販売されることになっているものに該当するときにその保護が与えられる(*IP ASIA*, 23 Jan. 1992, p. 22)。